

# 岐阜県公報

号外 (13) 令和四年四月一日

## 目次

### 訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令  
 岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一六  
 (同) 一六

## 訓令 甲

岐阜県訓令甲第十九号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般  
各現地機関

### 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三情報システム課の表を削る。

別表第三市町村課の表中二十の項を削り、二十一の項を二十の項とし、二十二の項を二十一の項とし、同項の次に次のように加える。

二十二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務	1 法第七条第一項の規定による過疎地域持続的発展方針の策定	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
---	-------------------------------	-----------------------

別表第三地域スポーツ課の表の次に次のように加える。

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日）（休日に当たる）（ときは翌日）

令和四年四月一日

<table border="1"> <tr> <td>情報システム課</td> <td>事務の種類 一 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務</td> </tr> <tr> <td>副知事専決事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長専決事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長専決事項</td> <td>1 法の施行に関する事務</td> </tr> </table>	情報システム課	事務の種類 一 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務	副知事専決事項		部長専決事項		課長専決事項	1 法の施行に関する事務	<p>別表第三環境企画課の表を削り、別表第三廃棄物対策課の表の前に次のように加える。 環境生活政策課</p>	<table border="1"> <tr> <td>事務の種類</td> <td>一 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号。以下この項中「法」という。)及び自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下この項中「令」という。)の施行事務</td> </tr> <tr> <td>副知事専決事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長専決事項</td> <td>1 法第七条第二項及び第八条第二項の公園計画に係る申出 2 法第八条の二第四項及び第九条の二第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による協議会に対する通知 3 法第九条第二項の規定による公園事業の決定及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公園事業に係る公示 4 法第十六条第三項の公園事業</td> </tr> <tr> <td>課長専決事項</td> <td>1 知事決裁事項である法第五条第二項の国定公園の区域の指定の申出及び法第六条第二項ただし書の国定公園の指定の解除等に係る意見の申出並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</td> </tr> </table>	事務の種類	一 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号。以下この項中「法」という。)及び自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下この項中「令」という。)の施行事務	副知事専決事項		部長専決事項	1 法第七条第二項及び第八条第二項の公園計画に係る申出 2 法第八条の二第四項及び第九条の二第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による協議会に対する通知 3 法第九条第二項の規定による公園事業の決定及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公園事業に係る公示 4 法第十六条第三項の公園事業	課長専決事項	1 知事決裁事項である法第五条第二項の国定公園の区域の指定の申出及び法第六条第二項ただし書の国定公園の指定の解除等に係る意見の申出並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務
情報システム課	事務の種類 一 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務																	
副知事専決事項																		
部長専決事項																		
課長専決事項	1 法の施行に関する事務																	
事務の種類	一 自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号。以下この項中「法」という。)及び自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下この項中「令」という。)の施行事務																	
副知事専決事項																		
部長専決事項	1 法第七条第二項及び第八条第二項の公園計画に係る申出 2 法第八条の二第四項及び第九条の二第三項において読み替えて準用する同条第二項の規定による協議会に対する通知 3 法第九条第二項の規定による公園事業の決定及び同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公園事業に係る公示 4 法第十六条第三項の公園事業																	
課長専決事項	1 知事決裁事項である法第五条第二項の国定公園の区域の指定の申出及び法第六条第二項ただし書の国定公園の指定の解除等に係る意見の申出並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務																	
<p>5 執行の認可 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十条第六項の公園事業の認可事項の変更に係る認可等</p> <p>6 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十条第十項の規定による公園事業の認可及び認可事項の変更の認可への条件の付加</p> <p>7 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十一条の規定による改善命令</p> <p>8 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十四条第三項の規定による公園事業の認可の取消し</p> <p>9 法第十六条第四項において読み替えて準用する法第十五条第一項の規定による原状回復等の命令</p> <p>10 法第十六条第二項及び第一項</p>																		

四十二條の二第一項の規定による協議会を組織することの決定

11 法第十六條の三第一項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の申請

12 法第十六條の四第一項に規定する利用拠点整備改善計画の変更の認定の申請及び同條第二項の規定による届出

13 法第十六條の七第三項において読み替えて準用する法第十六條の三第四項の規定による利用拠点整備改善計画の認定、同條第五項の規定による条件の付加等及び同條第六項の規定による公表（法第十六條の四第三項において準用する場合を含む。）

14 法第十六條の七第三項において読み替えて準用する法第十六條の五第一項の規定による利用

拠点整備改善計画の認定の取消し及び同條第二項の規定による公表

15 法第十六條の七第四項の規定による利用拠点整備改善事業に係る協議

16 法第二十條第一項の規定による特別地域の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同條第二項において読み替えて準用する法第五條第三項の規定による公示

17 法第二十一條第一項の規定による特別保護地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同條第二項において読み替えて準用する法第五條第三項の規定による公示

18 法第二十三條第二項において読み替えて準用する法第五條第三項の規定による利用調整地区の指定及び指定

<p>19 法の第二十五条 第一項の指定認定機関の指定及び同条第五項の規定による指定に係る公示</p> <p>20 法第二十七条 第四項の指定認定機関の認定関係事務の全部又は一部の休止又は廃止の許可</p> <p>21 法第二十九条 第一項の規定による指定認定機関に対する監督上必要な命令</p> <p>22 法第二十九条 第二項及び第三項の規定による指定認定機関の指定の取消し並びに同条第四項において準用する法第二十五条第五項の規定による公示</p> <p>23 法第三十六条 第一項の規定による集団施設地区の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）及び同条第二項において読み替えて準用する法</p>
<p>24 法第四十二条 第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の申請</p> <p>25 法第四十二条 第四第三項の規定による自然体験活動促進計画の認定、同条第四項の規定による協議、同条第五項の規定による条件の付加等及び同条第六項の規定による公表（法第四十二条の五第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>26 法第四十二条 第五第一項の規定による自然体験活動促進計画の変更の認定の申請及び同条第二項の規定による届出</p> <p>27 法第四十二条 第六第一項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消し及び同条第二項の規定による公表</p> <p>28 法第四十三条</p>

	<p>34 第一項の規定による公園管理団体の指定の取消し及び同条第二項の規定による</p> <p>33 法第五十二条の規定による公園管理団体に対する措置命令</p> <p>32 法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示</p> <p>31 法第四十六条の規定による風景地保護協定の締結又は認可の公告</p> <p>30 法第四十五条の規定による風景地保護協定の認可</p> <p>29 法第四十四条第一項の規定による風景地保護協定に係る公告</p> <p>28 法第四十七条において準用する場合を含む。次号から第三十二号までにおいて同じ。</p>																			
<p>三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八</p>	<p>二 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>		<p>1 法第四条第四項（法第七条第八項、第七条の二第三項、第十二条第六項、第</p>		<p>35 公示 法第五十八条の規定による受益者負担の決定及び法第五十九条の規定による原因者負担の決定</p> <p>36 法第六十七条第二項の規定による特別地域、特別保護地区又は利用調整地区の指定等に係る関係行政機関の長との協議</p> <p>37 法第七十九条第一項の規定による県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定等に係る協議</p>	<p>1 知事決裁事項である法第十六条第一項の規定による審査会の委員の任命及び同条第六項の規定による審査会の委員の罷免を除く法の施行に関する事務</p>			<p>1 知事決裁事項である法第四条第一項の規定による鳥獣保護管理事業計画の策</p>											

十八号。以下この項中「法」という)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号。以下この項中「令」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項中「省令」という。)の施行事務

十四条第四項、第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」という。)への諮問

2 法第七条第一項及び第七条の二第一項の規定による計画の策定

3 法第七条第六項(法第七条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による環境大臣への協議

4 法第十二条第二項の規定による狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限

5 法第十四条第二項の規定による第二種特定鳥獣の捕獲の期間の延長又は同条第三項の規定による禁止又は制限の解除

6 法第十五条第一項の規定によ

定、部長専決事項及び別表第四項を除く法、令及び省令の施行に関する事務

る指定猟法禁止区域の指定

7 法第十八条の二第一項の規定による鳥獣捕獲等事業の認定及び法第十八条の七第一項の規定による変更の認定並びに法第十八条の八第二項の規定による更新の認定

8 法第十八条の十第二項の規定による認定の取消し

9 法第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同条第八項の規定による解除

10 法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による解除並びに同条第四項及び第五項において読み替えて準用する法第十二条第四項の規定による環境大臣への協議

11 法第二十九条第七項ただし書の規定による支

		<p>障がないと認められる行為の指 定</p> <p>12 法第二十九条第七項第四号の規定による特別保護指定区域の指定</p> <p>13 法第三十一条第一項の規定による所属職員による立入検査</p> <p>14 法第三十四条第一項の規定による休猟区の指定及び法第三十五条第一項の規定による特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域の指定</p> <p>15 法第四十一条の狩猟免許試験の実施</p> <p>16 法第五十条第一項の規定による試験の停止又は合格の決定の取消し及び同条第三項の規定による受験の禁止</p> <p>17 法第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し及び同条第二項の規定による効力の停止</p> <p>18 法第六十三条</p>	
<p>五 地域における多様な主体の連携による生物の</p>	<p>四 生物多様性基 本法（平成二十 年法律第五十八 号。以下この項 中「法」といふ。） の施行事務</p>		
<p>1 法第四条第七項（同条第十三項において準用</p>	<p>1 法第十三条第三項の規定による生物多様性地域戦略の公表等（同条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>19 法第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し又は効力の停止</p> <p>20 法第六十八条第一項の猟区の管理の認可、法第七十一条第一項の猟区管理規程の変更の認可及び法第七十二条第一項の規定による認可の取消し</p> <p>21 法第七十三条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託及び審議会への諮問</p>	
<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 知事決裁事項である法第十三条第一項の規定による生物多様性地域戦略の策定及び部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>		

<p>多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>六 岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年条例第四十五号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県立自然公園条例施行規則(昭和四十年規則第二十一号。以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
<p>する場(をを含む。)の規定による市町村との協議</p>	<p>1 条例第四条第一項の規定による自然公園の指定に係る岐阜県自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」という。)への諮問並びに条例第五条第一項の規定による指定の解除及び区域の変更に係る審議会への諮問</p> <p>2 条例第六条第一項の規定による公園計画に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>3 条例第七条第一項の規定による公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第四条第一項の規定による自然公園の区域の指定及び同条第二項の規定による公示並びに条例第五条第一項の規定による指定の解除及び同条第二項において準用する条例第四条第二項の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>	
<p>9 条例第九条第一項の規定による特別地域の指</p> <p>8 条例第八条の六第一項の規定による原状回復等の命令及び同条第二項の規定による原状回復等の実施</p> <p>7 条例第八条の五第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し</p> <p>6 条例第八条の二の規定による改善命令</p> <p>5 条例第八条第三項の一部執行の認可及び同条第十項の規定による条件の付加</p> <p>4 条例第七条の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示(これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。)</p> <p>3 条例第八條第三項の認可及び同條第十項の規定による条件の付加</p> <p>2 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>1 条例第八條の五第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し</p>	<p>条例第二項において準用する条例第六条第二項の規定による公示</p> <p>4 条例第七条の二第一項の規定による公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の規定による公示</p> <p>3 条例第八條第三項の認可及び同條第十項の規定による条件の付加</p> <p>2 条例第八條の二の規定による改善命令</p> <p>1 条例第八條の五第三項の規定による公園事業の執行の認可の取消し</p>



<p>七 岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年条例第十七号。以下この項中「条例」という。）の施行事務</p>	
<p>1 条例第十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針に係る岐阜県自然環境保全審議会（以下この項中「審議会」という。）への諮問</p> <p>2 条例第十四条第三項の規定による自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に係る関係市町村長等との協議等、同条第四項の規定による公告及び同条第六項の規定による公聴会の開催（同条第九項及び条例第二十六条において準用</p>	<p>定及び同条第三項において準用する条例第四条第二項の規定による公示</p> <p>10 条例第二十二條第一項の集団施設地区の指定及び同条第二項において準用する条例第四条第二項の規定による公示</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の策定及び変更並びに条例第十四条第一項及び第二十五条の区域の指定（指定の解除及び区域の変更を含む。）並びに条例第十四条第七項の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	

<p>九 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年条例第四十六号、以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>八 岐阜県環境基本条例(平成七年条例第九号、以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	
<p>1 条例第四十条第三項の利用料金の承認 2 条例第十二条の管理業務の休止又は廃止の承認</p>	<p>1 条例第十條第三項の規定による岐阜県環境審議会への諮問</p>	<p>による木竹の伐採の方法及びその限度の指定並びに同条第四項の規定による関係行政機関の長との協議 6 条例第二十条第一項の規定による野生動物植物保護地区の指定(指定の解除及び区域の変更を含む。)及び同条第二項において準用する条例第十四条第七項の規定による公示</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第七條第三項の規定による指定管理者の指定、条例第八條第一項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止命令並びに条例第</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第十條第一項の規定による岐阜県環境基本計画の策定及び部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	
		<p>十 岐阜県希少野生生物保護条例(平成十五年条例第二十二号、以下この項中「条例」という。)及び岐阜県希少野生生物保護条例施行規則(平成十五年規則第百号、以下この項中「規則」という。)の施行事務</p>
<p>4 条例第十九條 3 条例第八條第二項の規定による指定希少野生生物の指定の案の公示及び同条第四項の規定による公聴会の開催</p>	<p>2 条例第八條第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による指定希少野生生物の指定及び指定の解除に係る審議会への諮問</p>	<p>1 条例第七條第三項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定に係る岐阜県自然環境保全審議会(次号及び第五号において「審議会」という。)への諮問及び同条第四項の規定による公表(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)</p>
		<p>1 知事決裁事項である条例第七條第一項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定並びに条例第八條第一項の規定による指定希少野生生物の指定及び同条第七項の規定による指定の解除並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>
		<p>十三條の規定による公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>

<p>10 条例第二十六 解除 定による指定の 同条第三項の規 地区の指定及び による立入制限 条第一項の規定 9 条例第二十一 条第一項の規定 による立入制限 地区の指定及び 同条第三項の規 定による指定の 解除 条例第二十六</p>	<p>第一項の規定に よる指定希少野 生生物保護区の 指定 5 条例第十九条 第三項(条例第 二十一條第七項 において準用す る場合を含む。 第七号において 同じ。)の規定 による審議会へ の諮問及び関係 市町村からの意 見聴取 6 条例第十九条 第四項(条例第 二十一條第七項 において読み替 えて準用する場 合を含む。第八 号において同じ。 の規定による公 示及び縦覧 7 条例第十九条 第六項の規定に よる公聴会の開 催 8 条例第十九条 第七項の規定に よる告示 9 条例第二十一 条第一項の規定 による立入制限 地区の指定及び 同条第三項の規 定による指定の 解除 条例第二十六</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="153 1120 424 1384"> <p>事務の種類 一 岐阜県地球温 暖化防止及び気 候変動適応基本 条例(平成二十 一年条例第二十 一号。以下この 項中「条例」と いう。)の施行</p> </td> <td data-bbox="424 1120 544 1384"> <p>脱炭素社会推進課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1384 424 1626"> <p>副知事専決事項</p> </td> <td data-bbox="424 1384 544 1626"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1626 424 1845"> <p>部長専決事項 1 条例第七條第 四項の規定によ る公表 2 条例第十條の 規定による計画 の策定 3 条例第十一條 第一項の規定に</p> </td> <td data-bbox="424 1626 544 1845"> <p>11 条例第二十八 条第一項の規定 による保護整備 事業計画の策定 並びに同条第三 項の規定による 告示及び閲覧 (これらの規定 を同条第四項に おいて準用する 場合を含む。) 12 条例第二十九 条第三項の保護 整備事業の認定 及び同条第四項 の規定による告 示 13 条例第三十一 条第二項及び第 三項の規定によ る認定の取消し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 1845 424 2096"> <p>課長専決事項 1 知事決裁事項 である条例第七 条第一項の規定 による地球温暖 化防止・気候変 動適応計画の策 定及び部長専決 事項を除く条例</p> </td> <td data-bbox="424 1845 544 2096"></td> </tr> </table>	<p>事務の種類 一 岐阜県地球温 暖化防止及び気 候変動適応基本 条例(平成二十 一年条例第二十 一号。以下この 項中「条例」と いう。)の施行</p>	<p>脱炭素社会推進課</p>	<p>副知事専決事項</p>		<p>部長専決事項 1 条例第七條第 四項の規定によ る公表 2 条例第十條の 規定による計画 の策定 3 条例第十一條 第一項の規定に</p>	<p>11 条例第二十八 条第一項の規定 による保護整備 事業計画の策定 並びに同条第三 項の規定による 告示及び閲覧 (これらの規定 を同条第四項に おいて準用する 場合を含む。) 12 条例第二十九 条第三項の保護 整備事業の認定 及び同条第四項 の規定による告 示 13 条例第三十一 条第二項及び第 三項の規定によ る認定の取消し</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項 である条例第七 条第一項の規定 による地球温暖 化防止・気候変 動適応計画の策 定及び部長専決 事項を除く条例</p>		<p>第一項の規定に よる野生生物 保護推進員の委 嘱及び同条第五 項の規定による 解囑 11 条例第二十八 条第一項の規定 による保護整備 事業計画の策定 並びに同条第三 項の規定による 告示及び閲覧 (これらの規定 を同条第四項に おいて準用する 場合を含む。) 12 条例第二十九 条第三項の保護 整備事業の認定 及び同条第四項 の規定による告 示 13 条例第三十一 条第二項及び第 三項の規定によ る認定の取消し</p>
<p>事務の種類 一 岐阜県地球温 暖化防止及び気 候変動適応基本 条例(平成二十 一年条例第二十 一号。以下この 項中「条例」と いう。)の施行</p>	<p>脱炭素社会推進課</p>								
<p>副知事専決事項</p>									
<p>部長専決事項 1 条例第七條第 四項の規定によ る公表 2 条例第十條の 規定による計画 の策定 3 条例第十一條 第一項の規定に</p>	<p>11 条例第二十八 条第一項の規定 による保護整備 事業計画の策定 並びに同条第三 項の規定による 告示及び閲覧 (これらの規定 を同条第四項に おいて準用する 場合を含む。) 12 条例第二十九 条第三項の保護 整備事業の認定 及び同条第四項 の規定による告 示 13 条例第三十一 条第二項及び第 三項の規定によ る認定の取消し</p>								
<p>課長専決事項 1 知事決裁事項 である条例第七 条第一項の規定 による地球温暖 化防止・気候変 動適応計画の策 定及び部長専決 事項を除く条例</p>									

<p>事務</p>		<p>よる事業活動環境配慮指針の策定</p> <p>4 条例第二十三条第一項の規定による自動車通勤環境配慮指針の策定</p> <p>5 条例第二十七条第一項の規定による建築物環境配慮指針の策定</p> <p>6 条例第四十五条の規定による勧告</p> <p>7 条例第四十六条第一項の規定による公表及び同条第二項の規定による通知等</p>	<p>の施行に関する事務</p>
-----------	--	---	------------------

別表第三環境管理課の表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とし、二十の項を十九の項とする。

別表第三医療整備課の表一の項中「施行事務」の下に「法第二条第一項に規定する養成施設に係るものを除く。」を加え、同項部長専決事項の欄第二号を削り、同表四の項中「施行事務」の下に「(歯科衛生士養成所に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く。」を削り、同表七の項中「施行事務」の下に「(診療放射線技師養成所に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第二号を削り、同表九の項中「施行事務」の下に「(歯科科技工士養成所に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第四号を削り、同表十の項中「施行事務」の下に「(臨床検査技師養成所に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第六号を削り、同表十二の項中「施行事務」の下に「(理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第二号を削り、同表十三の項中「施行事務」の下に「(柔道整復師養成施設に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第二号を削り、同表十四の項中「施行事務」

の下に「(視能訓練士養成所に係るものを除く。)」を加え、同項部長専決事項の欄第二号を削り、同表中十六の項及び十七の項を削り、十八の項を十六の項とし、十九の項及び二十の項を削り、二十一の項を十七の項とし、二十二の項を十八の項とする。

別表第三医療福祉連携推進課の表中六の項を七の項とし、一の項から五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

<p>一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下この項中「法」という。)</p> <p>及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(以下この項中「令」という。)</p> <p>の施行事務(法第二条第一項に規定する養成施設に係るものに限る。)</p>		<p>1 令第一条第一項の養成施設の認定及び令第六条第一項の規定による認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>
--	--	---	---------------------------------

別表第三医療福祉連携推進課の表に次のように加える。

<p>八 診療放射線技師法施行令(以下この項中「令」という。)</p> <p>の施行事務(診療放射線技師養成所に係るものに限る。)</p>		<p>1 令第七条第一項の診療放射線技師養成所の指定及び令第十二条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>
<p>九 歯科科技工士法施行令(以下こ</p>		<p>1 令第九条第一項の歯科科技工士</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行</p>

<p>の項中「令」という。)の施行事務(歯科技工士養成所に係るものに限る。)</p>	<p>十 臨床検査技師等に関する法律施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務(臨床検査技師養成所に係るものに限る。)</p>	<p>十一 理学療法士及び作業療法士法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務(理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設に係るものに限る。)</p>	<p>十二 視能訓練士法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務(視能訓練士養成所に係るものに限る。)</p>	<p>十三 歯科衛生士法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務(歯科衛生士養成所に係るものに限る。)</p>
<p>養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 令第十条第一項の臨床検査技師養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 令第九条第一項の理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設の指定及び令第十四条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 令第十条第一項の視能訓練士養成所の指定及び令第十五条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 令第二条第一項の歯科衛生士養成所の指定及び令第八条第一項の規定による指定の取消し</p>
<p>に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>

  

<p>十四 柔道整復師法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務(柔道整復師養成施設に係るものに限る。)</p>	<p>十五 臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第二号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>	<p>十六 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第三号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>	<p>十七 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年文部省・厚生省令第二号。以下この項中「省令」という。)の施行事務</p>	<p>十八 養成所等の指定に関する事務</p>
<p>1 令第二条第一項の柔道整復師養成施設の指定及び令第七条第一項の規定による指定の取消し</p>	<p>1 省令第二条第一項に規定する臨床工学技士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し</p>	<p>1 省令第二条第一項に規定する義肢装具士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し</p>	<p>1 省令第二条第一項に規定する言語聴覚士養成所の指定及び省令第七条の規定による指定の取消し</p>	<p>1 省令による養成所等の指定申請の進達</p>
<p>1 部長専決事項を除く令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く省令の施行に関する事務</p>	<p>1 省令による養成所等の指定申請の進達</p>

別表第三商工政策課の表中「商工政策課」を「商工・エネルギー政策課」に改める。

別表第三畜産振興課の表に次のように加える。

<p>十 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下この項中「法」という。）      畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下この項中「省令」という。）      岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年条例第十四号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年規則第二十五号。以下この項中「規則」という。）      の施行事務</p>		<p>1 法第十五条第一項から第四項まで及び第十八条第一項の規定による措置命令</p> <p>2 法第十五条第五項（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の代執行及び公告</p> <p>3 法第十六条第二項の規定による畜舎建築利用計画の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く法、省令、条例及び規則の施行に関する事務</p>
--	--	---	--

別表第二家畜防疫対策課の表に次のように加える。

<p>七 鳥獣の保護及び管理並びに狩</p>		<p>1 法第十四条の二第一項の規定</p>	<p>1 法第十四条の二第三項の規定</p>
------------------------	--	------------------------	------------------------

獺の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩獺の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）の施行事務（いのししに係るものに限る。）

による実施計画の策定及びその変更  
 2 法第十四条の二第四項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による環境大臣への協議

による環境大臣への報告

2 法第十四条の二第四項において準用する法第七条第五項の規定による意見聴取及び同条第七項の規定による協議

3 法第十四条の二第五項の確認

4 法第十四条の二第六項の規定による国の機関からの捕獲等の結果の通知の受付

5 法第十四条の二第七項の規定による事業実施の委託

6 法第十四条の二第八項第二号の確認

7 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の交付、同条第九項の従事者証の再交付及び同条第十一项の規定による従事者証の返納の受付

8 省令第十三条の九第五項及び

			第六項の規定による変更の届出の受付 9 省令第十三条の九第七項の規定による亡失の届出の受付
--	--	--	--

別表第三家畜伝染病対策課の表を削る。  
別表第三林政課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の次に次のように加える。  
森林活用推進課

事務の種類 一 森林経営管理法（平成三十年法律第二十五号以下この項中「法」という。）の施行事務	副知事専決事項	部長専決事項 1 法第十八条第一項の規定による通知 2 法第十九条第一項の裁定 3 法第二十條第一項の規定による通知 4 法第二十七條第一項の裁定 5 法第二十八條第一項の規定による通知及び公告 6 法第四十八條第一項の規定による協議 7 法第四十八條第三項の規定による公告	課長専決事項 1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
--	---------	--	---------------------------------

別表第三森林整備課の表中「森林整備課」を「森林経営課」に改める。  
別表第三治山課の表中「治山課」を「森林保全課」に改める。  
別表第三建築指導課の表中十五の項を十六の項とし、十一の項から十四の項までを一

項ずつ繰り下げ、同表十の項部長専決事項の欄に次の四号を加える。  
14 法第六十八條第一項の敷地分割組合の設立の認可  
15 法第二百四十四條第三項の規定による敷地分割組合に対する違反是正の措置の命令  
16 法第二百四十四條第四項の規定による敷地分割組合の設立の認可の取消し  
17 法第二百四十四條第七項の規定による敷地分割組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し

別表第三建築指導課の表中十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務	1 法第三條の二第一項の規定によるマンション管理適正化推進計画の作成 2 法第三條の二第三項の規定による事業の実施に関する事項の決定 3 法第三條の二第四項の規定による同意の要請 4 法第三條の二第五項の規定による公表及び通知 5 法第五條の九の規定による改善命令 6 法第五條の十第一項の規定による認定の取消し 7 法第五條の十第二項の規定による通知 8 法第五條の十第二項の規定	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
--	--	-----------------------

	<p>による指定認定 事務支援法人の 指定及び指定認 定事務支援法人 への委託</p> <p>9 法第五条の十 二第四項の規定 による公示</p> <p>10 法第百四条の 二第二項の規定 による協議</p>	

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「知事直轄組織及び」を削り、同条第二号イ中「、商工労働部（観光国際局に関する事項（観光誘客及び国際交流に関する事項を除く。）に限る。）」を削り、同条第三号イ中「清流の国推進部」を「知事直轄組織、清流の国推進部」に改め、「（観光国際局に関する事項（観光誘客及び国際交流に関する事項を除く。）を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社